

えっ？

自転車で 危険行為をすると 講習があるの？



道路交通法により定められた 15 項目の「自転車での悪質・危険な運転」を「3 年以内に 2 回以上」行った運転者は、自転車運転者講習を受講しなければなりません。

3 年以内に 2 回以上の
危険行為 (交通事故含む)



宮城県公安委員会からの
「受講命令」



自転車運転者講習で
ルールとマナーの再確認
(受講 3 時間 6,000 円)

受講命令に
従わない場合

5 万円以下の
罰金

15 の危険行為は裏面をチェック！ 

仙台市

自転車のキケンな 15 項目

～受講義務の対象となる危険行為～

1 信号無視

2 通行禁止道路（場所）の通行

3 歩行者用道路における歩行者妨害

4 歩道通行や車道における右側通行等

5 路側帯における歩行者通行妨害

6 遮断踏切への立入

7 左方優先車の妨害・優先道路通行車の妨害等

8 右折時における直進車や左折車の通行妨害

9 環状交差点における安全進行義務違反等

10 指定場所での一時不停止

11 歩道での歩行者妨害等

12 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転

13 酒酔い運転

14 安全運転義務違反

15 妨害運転（あおり運転）

× NO!

- ・ 不必要な急ブレーキ
- ・ 執拗にベルを鳴らす
- ・ 幅寄せ など
- 危険を感じさせる行為

あおり運転は
令和2年6月30日
新しく追加

こんな行為も禁止（※）されています。

- × 携帯電話・スマホの操作及び通話をしながらの運転
- × ヘッドホン・イヤホンで大音量の音楽を聴きながらの運転

※宮城県道路交通規則で規定されている禁止行為です。

5万円以下の罰金

仮に事故を起こした場合は「安全運転義務違反」になることも…

ルール・マナーを守り、安全に自転車を利用しましょう。

仙台市では自転車の安全利用に関する条例を制定し、自転車の安全な利用の取り組みを推進しています。